

横浜地方裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成29年5月23日（火）午後2時～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判における犯罪被害者等の保護のための制度について

4 出席者

（委員）飯田直久，大友喜一郎，片岡敏晃，鹿子木康，椛島洋美，近藤宏子，齋藤佐知子，時任和子，富田善範，播本慶子，広田俊明，宮岡等（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

（新任委員）鹿子木康，片岡敏晃，近藤宏子（任命順，敬称略）

(3) 説明者の紹介

馬場嘉郎（第5刑事部判事），前田亮利（第3刑事部判事補），吉行数真（裁判員調整官），富士原志奈（横浜地方検察庁検事），畔柳秀勝（神奈川県弁護士会弁護士）

(4) 今回テーマに関する説明者の説明

① 馬場判事から「裁判における犯罪被害者等の保護のための制度の概要について」と題して説明

② 富士原検事から「裁判における犯罪被害者等の保護のための制度～検察官の立場より～」と題して説明

- ③ 畔柳弁護士から「弁護士による犯罪被害者の保護」と題して説明
- ④ 吉行裁判員調整官からビデオリンクシステム法廷の説明及び見学
- (5) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)
- 犯罪被害者等に、婚姻届を出していない配偶者や身寄りがなくて身の回りの世話をしている人などは当たりますか。
- そうした方々を取り込んでいくと、際限がなくなってしまうこと、関係性について様々な調査が必要になることから、被害者参加については、いわゆる内縁の配偶者や事実上看護をしている方等については難しいということになります。そういう方でないと、犯罪被害者が亡くなったりした場合に、被害者の状況を語れないということになりますと、検察官の方で法律上の関係はなくても、事実上の関係があると把握しておられる方については、証人尋問を請求いただいて、被害者との関係等を語っていただくということになると思います。
- 先ほど検察官の説明では、弁護人に対する証拠開示の際、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉もしくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき等は、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に必要な場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる旨の説明がありましたが、「社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」は誰が判断するのですか。
- 検察官が判断されるということになります。裁判の前に、検察官が裁判で請求する証拠を弁護人に開示しますが、その段階では、裁判所は関与しておりませんので、検察官の御判断で、「社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」がある事項であることを弁護人にお伝えになるということになります。
- 裁判における犯罪被害者の保護が、いろんな観点からされているとい

うのがわかりました。ありがとうございます。

犯罪被害者は、心身ともに非常に負担がかかってくることもあろうかと思うのですが、いわゆる裁判以外の部分で、何か被害者の心身面の回復のお手伝いをするとか、そのような制度があるとか、何かあれば、教えていただきたいと思います。

- 被害者の心身の回復ということ言えば、弁護士は、そこには深くかかわれないところではあるのです。ただ、犯罪被害者サポートステーションというところは、カウンセラーも備えており、カウンセラーが定期的に心身のケアをするということもありますし、10回まで無料でカウンセリングを受けられる制度もあるので、活用していただいています。
- 犯罪の被害に遭われた方が、一番最初に接触するのは、大概是警察の方になります。

そうすると、第一次的に、犯罪支援に携わる警察官がおりますので、必要に応じてカウンセラーを紹介し、10回までは無料でカウンセリングを受けられる制度を被害者に紹介するというをやっております。

- 性被害や配偶者を犯罪被害に遭って亡くされてしまった等、犯罪の被害の状況によっても、サポートが10回だけだと難しいところもあるので、どこかにつなげる態勢みたいなものが、もっと制度化されるなどするといいと思いました。
- 被害者に対応したカウンセラーから、精神科医として依頼をいただくことはあるのですが、医療機関を受診すると、本人の保険診療になってしまうので、もう少し何かあったほうがいいのではないかと思います。
- 被害者参加制度の利用について、横浜地裁の扱いが日本で一番多いと先ほど伺いましたし、国選の件数も多いと伺ったのですけれども、これは、何か背景として考えられることというのはあるのでしょうか。

□ 被害者参加の数が多いというのは、やはり、被害者がどれだけこの制度を知っているのかということに尽きると思います。知るに当たっては、犯罪被害に遭った後、どういう情報が被害者に与えられるのかということだと思いますが、神奈川ですと、犯罪被害者サポートステーションがすごく活用されていると思います。これは、警察と神奈川県とNPOが一体になっていますから、神奈川県警の段階で、支援が必要な被害者だということになると、すぐ弁護士に回ってきます。そうすると、弁護士が被害者に、制度を説明した上で、被害者の意向を聞くと、大体被害者としては被害者参加をしたいという方向に向いていますので、それで、神奈川県内の裁判所での被害者参加の件数が多くなっているのではないかと考えています。

■ サポートステーションは、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づいて設置されているようですが、他府県では、同様のものはないということなのですか。

□ ここまでのものはないと思います。設置されてもう7、8年ぐらい経ちますけれども、かなり画期的な制度だと思います。

○ 裁判官として、他の裁判所で勤務してまいりました経験からしても、横浜は被害者参加の事件は実感として本当に多いと思います。原則参加をされていて、参加されない例のほうが少ないというような印象を受けております。他の地方では、それは逆だったということでございました。

○ 被害者が参加するということの意義としては、社会的な関心なども背景として、被害者のある種の権利のようなものに配慮したということかと思いますが、先ほどの説明の中では被害者等の心情を中心とする意見陳述が認められて、裁判所が量刑を決めるための資料になるというお話しがありました。つまり、裁判において裁判所が判断をする際の資料が充実するという効果もあるという意味では、被害者御本人の権利という

ことにとどまらず、裁判の充実ということについて、社会的、制度的な意義があると考えたらよろしいのでしょうか。それとも、意見陳述制度を御本人が積極的に使おうとしなくても、従来からの証拠の中で、たいてい聞かれるものであるのでしょうか。

- おっしゃるとおりの側面があると思います。心情を中心とした意見陳述というのは、裁判の中で、被害者が意見を述べられるということで、当該被害者が事件に関われたというお気持ちで、立ち直りの契機になるということも言われておりますし、その被害者の方々の心情を間近で、直接被告人が聞くことによって、事実を認めている場合には反省の契機にもつながると言われております。

他方、裁判所の量刑の判断ということに関しましても、被害者が被告人を許している場合と、厳しい態度をとっておられる場合とでは、量刑が違ってくる場合がありますので、被害者御本人に法廷に来ていただいて、つぶさに被害の心情を述べていただくことによって、裁判所としても、より適切な判断ができるという側面がございますので、そういう多重的な意味があると御理解をいただければと思います。

- 数日前に、娘さんが性被害に遭われて亡くなられ、御両親が秘匿の部分で、「被害者A子さん」というのは、親としては許せないもので、実名報道、実名裁判をしたいというようなことが大きく新聞に取り上げられていたのを興味深く拝見しました。事件の性質上秘匿するのが主だと思うのですが、あえて名前を出すことによって、社会に何か訴えたいというところで、何かサポートするような仕組みはあるのでしょうか。
- 性被害に遭った方が、全員が全員名前を隠したいと思っているわけではないと思います。ただ、親御さんが亡くなった方の名前を出すのが適当なのかというところは、もろ手を挙げて賛成というわけにはいかないところもあると思うのです。

そうやって名前が出たとすると、結局、マスコミにとってみると、取材対象が広がりますから、正確な報道がなされるのかというところが非常に心配で、いろいろな取材によってもし明らかにされてほしくないことが出てきたとすれば、幾ら実名報道であったとしても、プライバシーに配慮して、報道規制を求めなければいけないということもあります。そうした事件があれば、弁護士が代理人として就いて、どのような記事を出していくのかということは、マスコミをコントロールしていくことになると思います。

- 裁判は実名が原則で、基本的には被害者及び親族の意向で秘匿するというを前提に御理解をいただければと思います。
- 先ほどのサポートステーションというのは、NPO法人ですね。これは、どこの地域にもあるものではないのですか。義務づけられているものではないのですか。
- 義務づけられているというものではありません。NPO法人で犯罪被害者支援をしているというのは各県にあると思いますが、サポートステーションは、NPO法人というわけではなくて、NPO法人、神奈川県警と神奈川県、三者が一体となって運営しているものです。そうした三者が一体となって運営しているような組織は、ほかの県にはないのではないかと思います。
- もっと全国にあったほうがいいわけですね。
- あったほうがいいと思います。
- 他の県では何が妨げになってできないのですか。
- 神奈川県でも、例えば、茅ヶ崎市などは、被害者支援のための条例をつくって、被害に遭った場合にはお見舞金を出すという条例がありますが、ほかの市町村にはほとんどありません。だから、市町村自体のやる気、予算等もろもろの問題があって、できるところとできないところが

あるものと思います。ただ、被害者にいろいろな情報が伝わる、いろいろな支援を提供できるという組織はあるべきだと思います。条例をつくらうというような動きも、いろいろな県でもやっています。

○ 警察と、民間団体が協力しながら被害者をサポートしていくという枠組みは、他の都道府県にもあると思いますが、神奈川の場合、県の取組姿勢が積極的で、恵まれているのではないかと思います。

○ DVや、性被害者、性的な虐待を受けた子どもの裁判等で、匿名にしたり、裁判所の掲示板に出さないという配慮はかなりなされておりました。裁判所のほうでもいろいろと御配慮いただいています。裁判記録については、法律ができる前から、我々弁護士は、被告人に見せるときに黒塗りにして見せたりなどの配慮はかなりしていたのですけれども、時々問題を起こす方もいらっしゃったところがあって、制度化が必要だったのではないかと思います。犯罪被害者のことは、みんなで考えていかなければいけない問題で、弁護士も、示談書作成時に住所を書かないなど個別の対応は、さらに一層行っていく必要があるのではないかと感じました。

○ 弁護士というのは、被害者の支援も刑事被告人の弁護もやっています。かなり対立する部分とかも出てくる場所なのです。

弁護士会には、刑事弁護センターという被疑者、被告人を擁護していく委員会のほか被害者支援の委員会もあって、我々は結構ジレンマを感じてやっているところもあります。

そういうところもあるのだということは、1つ頭の片隅に置いていただいたほうがいいのかなど思っているところがあります。

■ 仕組み自体も、弁護士、被告人の意見を必ず聞いた上で、裁判所がバランスをとるということが制度の建前にはなっているということですね。

では、いろいろと御意見をいただきましてありがとうございました。

よろしければ，意見交換は，この程度ということにさせていただきます。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「利用しやすい裁判所について～要配慮者への対応を中心に～」

イ 開催日時

平成29年11月21日（火）午後3時00分～午後5時30分

以 上